

医師少数区域に勤務した経験を有する 医師への評価について

管理者要件に関するこれまでの議論

○これまで、地域・診療科偏在解消の観点から、病院・診療所の管理者要件に医師不足地域での勤務経験を要件とすることについて、検討会の場や団体要望等で多くの提案がされてきたところ。

<検討会等>

検討会	内容
医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 中間取りまとめ(平成28年6月3日)	4. 医師偏在対策 (8)管理者の要件 特定地域・診療科で一定期間診療に従事することを、臨床研修病院、地域医療支援病院、診療所等の管理者の要件とすることを検討する。

<主な団体要望等>

要望	内容
医師の地域・診療科偏在解消の緊急提言(平成27年12月2日)日本医師会・全国医学部長病院長会議	3. 病院・診療所の管理者要件への医師不足地域での勤務経験の導入 一定期間、医師不足地域で勤務した経験があることを病院・診療所の管理者の要件とする。 医師不足地域や勤務期間および卒後年数上限(たとえば卒業後何年までに一定期間)は、「地域医療支援センター」と都道府県行政、地域医師会、大学で協議し調整して指定する。
衛生行政の施策及び予算に関する重点要望書(平成28年3月)全国衛生部長会	(前略)へき地等においてニーズの高い総合診療医の育成、定着の推進、更には <u>管理者要件に医師不足地域での診療経験を加えるなど、制度的な誘導策を検討していただきたい。</u>
平成29年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望(社会保障関係)(平成28年7月29日)全国知事会	【社会保障関係】 8 地域医療体制の整備について (2)医療人材の確保 地域及び診療科における医師偏在や全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図るため、地域及び診療科における医師数を明確にした上で、医師養成の在り方等について早急に見直し、 <u>医師不足地域における一定期間の診療を義務付けるなど、医師確保対策を強力に推進すること。</u>
NPO法人「全世代」による提言 第11回新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会(平成29年2月20日)	○保険医登録を、①一種登録証・・・医師免許取得時に全員に付与、②二種登録証・・・臨床研修終了後の勤務実績※によって保険医療機関の責任者に付与に区分。 ※ 一種登録証の有効期間を10年とする別案もあり。 ○医師不足地域で一定期間(医師不足状況に応じたA・B・C・Sの地域で、6か月～2年の期間)の診療従事が必要
医師の地域偏在対策についての提言 全国自治体病院協議会、全国厚生農業協同組合連合会、全国国民健康保険診療施設協議会、日本慢性期医療協会、地域包括ケア病棟協会要望(平成29年9月6日)	1)病院又は診療所の管理者となるためには、一定期間医師不足地域での勤務実績を条件とする。 なお、各都道府県の医師不足地域における受入人数、診療科、期間等をもとに募集や受入人数の調整は国又は全都道府県で組織する協議会で実施する。 また、受け入れる都道府県においては、勤務する医師について、できるだけ当人の意向を反映させ勤務地等を調整するとともに、その後のキャリア形成に資する体制を整える。

現行の医療法上の管理者要件について

- 医療法においては、病院又は診療所の開設者に対し、当該病院又は診療所が医業をなすものである場合は、臨床研修等修了医師に、これを管理させなければならないとしている。（第10条）
- これは、病院等の管理者には、業務を遂行するために必要な能力が求められるため、臨床研修等修了医師であることを求めているものである。これは、平成12年の医療法等改正時の臨床研修制度見直しの際、下記のような理由から見直されたもの。

- 医療技術の進歩、高齢化の進展及び国民の生活水準の向上と意識の変化が進んでいく中で、個々の患者の病態やニーズに応じた、きめ細かな医療を提供することが重要になってきており、医師、看護師等の医療従事者を監督する病院等の管理者の役割は一層重要なものとなってきている。
- このような中で、病院等の管理者には、単なる医学的知識だけでなく、①科学的妥当性、探求能力、②高い倫理観と豊かな人間性、③チーム医療のコーディネーターとしての機能などが求められている。このことを踏まえ、病院等の管理者となりうる者は、臨床研修を修了した医師又は歯科医師とする。

- なお、管理者は、病院等の管理の法律上の責任者として、下記に掲げるような医療法上の義務を負っている。（その他、特定の機能を有する病院（特定機能病院等）の管理者のみの義務も存在）
- 退院患者が適切な環境の下で療養を継続するよう配慮する義務（第1条の4）
- 管理する医療提供施設を当該医療提供施設に勤務しない医師等に利用させるよう配慮する義務（第1条の4）
- 医療提供施設の提供する医療についての情報提供、患者等からの相談に応ずる努力義務（第6条の2）
- 都道府県知事への病院等に関する情報の報告及び書面を閲覧に供する義務（第6条の3）
- 患者入退院時の書面の作成及び交付等の義務（第6条の4）
- 医療事故が発生した場合の報告・遺族への説明義務（第6条の10）
- 医療事故調査の実施、結果報告等の義務（第6条の11）
- 医療の安全を確保するための措置を講じる義務（第6条の12）
- 医療事故調査・支援センターへの協力義務（第6条の17）
- 診療所における診療体制の確保等の努力義務、他の病院等との連携確保義務（第13条）※診療所のみ
- 院内掲示義務（第14条の2）
- 勤務する医師等の従業者の監督義務（第15条）
- 業務委託を行う際の適切な委託義務（第15条の2）
- 医師の宿直を置く義務（第16条）※病院のみ
- 構造設備、物品管理、患者等の入院につき省令で定める事項の遵守義務（第17条）
- 医療提供体制の構築のために必要な協力をする努力義務（第30条の7）
- 病床機能報告義務（第30条の13）
- 勤務環境の改善その他医療従事者の確保に資する措置を講ずる努力義務（第30条の19）
- 地域医療対策協議会への参画の努力義務（第30条の23）※地对協参加医療機関のみ